

昭和四十七年七月七日  
三重県条例第三十三号

改正	昭和五〇年	三月 七日	三重県条例第一 一号	昭和五三年	三月二七日	三重県条例第一 七号
	昭和五五年	三月三十一日	三重県条例第一 八号	昭和五七年	三月二九日	三重県条例第一 二号
	昭和六〇年	三月二九日	三重県条例第一 九号	昭和六二年	三月一六日	三重県条例第一 三号
	昭和六三年	三月二九日	三重県条例第一 三号	昭和六三年	六月三〇日	三重県条例第二 四号
	昭和六三年	九月三〇日	三重県条例第三 二号	平成 元年	三月二九日	三重県条例第二 〇号
	平成 五年	三月二六日	三重県条例第一 〇号	平成 六年	一月二二日	三重県条例第五 二号
	平成 七年	三月一五日	三重県条例第一 八号	平成 八年	三月二七日	三重県条例第一 六号
	平成 九年	三月二五日	三重県条例第二 六号	平成一〇年	三月二七日	三重県条例第一 九号
	平成一一年	三月一九日	三重県条例第八 号	平成一三年	三月二七日	三重県条例第二 六号
	平成一五年	三月一七日	三重県条例第二 一号	平成一五年	七月 一日	三重県条例第三 四号
	平成一六年	一月一九日	三重県条例第六 七号	平成一七年	六月二八日	三重県条例第五 四号
	平成一九年	三月二〇日	三重県条例第三 号	平成一九年	七月 四日	三重県条例第五 六号
	平成二四年	一月二八日	三重県条例第七 六号	平成二六年	三月二七日	三重県条例第五 三号
	平成二六年	一月二四日	三重県条例第一 〇七号	平成二七年	三月二七日	三重県条例第一 号
	平成二七年	一月二五日	三重県条例第七 一号	平成二九年	三月二八日	三重県条例第二 一号
	平成二九年	一月二六日	三重県条例第六 三号	平成三一年	三月一八日	三重県条例第三 三号
	令和 三年	六月三〇日	三重県条例第三 七号			

三重県都市公園条例をここに公布する。

三重県都市公園条例

（趣旨）

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「施行令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二四年条例七六号〕

（都市公園の配置及び規模の基準）

第二条 主として一の市町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とす

る都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合における法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮すること。
- 二 都市公園を容易に利用することができるよう配置し、都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

全部改正〔平成二四年条例七六号〕

(公園施設の設置基準)

第二条の二 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

- 2 施行令第六条第一項第一号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 3 施行令第六条第一項第二号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として、第一項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 4 施行令第六条第一項第三号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前三項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 5 施行令第六条第一項第四号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 6 施行令第六条第六項に規定する場合における法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、施行令第六条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として第一項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

追加〔平成二四年条例七六号〕、一部改正〔令和三年条例三七号〕

(運動施設に関する制限)

第二条の三 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならない。

追加〔平成二九年条例六三号〕

(利用時間)

第三条 都市公園（法第五条第一項の許可を受けた者が設置し、又は管理する公園施設を除く。）の利用時間は、知事が定める。

全部改正〔昭和六二年条例一三号〕、一部改正〔平成一六年条例六七号〕

(行為の制限)

第四条 都市公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者（以下「設置者等」という。）の当該許可に伴う行為については、この限りでない。

- 一 物品の販売その他の営業を行うこと。
  - 二 不特定多数の者から寄付を募集し、又は署名を求めることその他これらに類する行為
  - 三 ロケーションを行うこと。
  - 四 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- 2 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
- 3 知事は、前二項の許可に、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

一部改正〔昭和五五年条例一八号・平成一一年八号・一六年六七号〕

(行為の禁止)

第五条 都市公園内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。ただし、設置者等又は前条第一項若しくは第二項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）の当該許可に伴う行為については、この限りでない。

- 一 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 四 広告物その他これに類する物を掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 五 指定された場所以外の場所に車両（原動機付自転車を含む。）又は牛馬等を乗り入れ、又は引き入れること。
- 六 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 七 指定された場所以外の場所で、喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- 八 キャンプを行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園を構成する物を損傷し、又は汚損すること。

一部改正〔昭和五五年条例一八号・平成一九年五六号〕

（利用の禁止又は制限）

第六条 知事は、都市公園を構成する物の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、都市公園内における工事のためやむを得ないと認められる場合又は都市公園の管理上必要であると認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

一部改正〔平成一七年条例五四号・一九年五六号〕

（有料の公園施設の利用等）

第七条 県が管理する公園施設のうち別表第一に掲げる公園施設の利用は、有料とする。

2 前項の施設の利用について必要な事項は、規則で定める。

追加〔昭和五〇年条例一一号〕、一部改正〔昭和五三年条例一七号〕

（公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項）

第八条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 施設名
- ハ 施設の設置の期間
- ニ 施設の設置の場所
- ホ 施設の構造
- ヘ 工事の実施方法
- ト 工事の着手及び完了の時期
- チ 施設の管理の方法
- リ 都市公園の復旧方法
- ヌ その他規則で定める事項

二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 施設名
- ハ 施設の管理の期間
- ニ 施設の管理の方法
- ホ その他規則で定める事項

2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の実施方法
- 三 工事の着手及び完了の時期
- 四 工作物その他の物件又は施設の管理の方法
- 五 都市公園の復旧方法
- 六 その他規則で定める事項

一部改正〔昭和五〇年条例一一号・平成一六年六七号〕

（法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第八条の二 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- 二 占用物件に対する物件の添加で、当該占用の目的に付随して行うもの  
追加〔昭和五三年条例一七号〕

(設計書等)

第九条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けようとする者（公園施設を管理しようとする者又は公園施設の管理の許可を受けた事項を変更しようとする者を除く。）は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

一部改正〔昭和五〇年条例一一号・平成一六年六七号〕

(使用料)

第十条 設置者等、行為者又は第七条第一項に規定する公園施設を利用しようとする者は、別表第二に定める額の使用料を当該許可を受けた際又は当該公園施設を利用しようとする際納付しなければならない。ただし、当該許可に係る設置、管理又は行為の期間（以下「使用期間」という。）が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る使用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに納付しなければならない。

- 2 知事は、前項の使用料については、公益上有益であると認められるものについて、当該設置者等、行為者又は第七条第一項に限定する公園施設を利用しようとする者に対し、当該使用料の額の減免をすることができる。

一部改正〔昭和五〇年条例一一号・五三年一七号・五五年一八号・六二年一三号〕

(監督処分)

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付け、又は行為の中止若しくは原状回復を命じることができる。

- 一 この条例の規定に基づく処分に違反している者
  - 二 この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者
  - 三 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置をとるべきことを命じることができる。
    - 一 都市公園内における工事のためやむを得ない必要が生じた場合
    - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
    - 三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

一部改正〔昭和五〇年条例一一号・平成一一年八号〕

(監督処分に伴う損失の補償)

第十二条 県は、行為者が前条第二項の規定により処分され、又は必要な措置を取るべきことを命じられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償するものとする。

一部改正〔昭和五〇年条例一一号・平成一一年八号〕

(工作物等を保管した場合の公示方法等)

第十二条の二 法第二十七条第五項の規定による工作物等の保管に係る公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 次項各号に掲げる事項を、公示を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
  - 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を三重県公報に登載すること。
- 2 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
    - 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
    - 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日
    - 三 その工作物等の保管を始めた日及び保管の場所
    - 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

追加〔平成一六年条例六七号〕

(工作物等の価額の評価の方法等)

第十二条の三 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

2 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定めるところにより行うものとする。

追加〔平成一六年条例六七号〕

(届出)

第十三条 次に掲げる場合には、当該行為をした者は、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 設置者等が公園施設の設置又は都市公園の占用に係る工事を完了したとき。
- 二 設置者等が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- 三 設置者等が、法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- 四 法第二十七条第一項若しくは第二項又は第十一条の規定により必要な措置をとるべきことを命じられた者が、当該措置を完了したとき。

一部改正〔昭和五〇年条例一一号・平成一一年八号・一六年六七号〕

(公園予定区域等)

第十四条 第四条から第六条まで及び第八条から前条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

追加〔昭和五〇年条例一一号〕、一部改正〔昭和五三年条例一七号・平成一六年六七号〕

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第十四条の二 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

追加〔昭和五三年条例一七号〕

(指定管理者による管理)

第十四条の三 都市公園の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、主として都市公園の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例三号・五六号・二七年一号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十四条の四 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 都市公園の維持修繕及び巡視点検に関すること。
- 二 都市公園の利用者への案内に関すること。
- 三 第三条の利用時間を特に必要があると認める場合に変更すること。ただし、事前に知事の承認を受けなければならない。
- 四 第四条の規定により都市公園内の行為の制限を行うこと。
- 五 第六条の規定により都市公園の利用を禁止し、又は制限すること。
- 六 公園施設のうち野球場、テニスコート、ゲートボール場等（以下「野球場等」という。）を利用しようとする者に、規則で定めるところにより、利用の許可を与えること。
- 七 第十一条第一項の規定により処分を行うこと。

- 八 都市公園の利用の促進に関すること。
- 九 五十鈴公園においては、県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修、指導その他必要な事業を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、知事が都市公園の管理上必要と認めること。
- 2 第四条、第六条及び第十一条第一項の規定は、指定管理者に前項の業務を行わせる場合において準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号・二六年一〇七号〕

(指定管理者の指定の申請)

第十四条の五 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

一 都市公園の管理に関する事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号〕

(指定管理者の指定)

第十四条の六 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、都市公園の適切な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、都市公園の特性に応じてその効用を最大限に発揮することができるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、都市公園の管理の効率化を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、都市公園を最も効果的に管理することができるものと認められたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号〕

(指定管理者選定委員会)

第十四条の七 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、都市公園の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五六号〕、一部改正〔令和三年条例三七号〕

(指定管理者の指定の特例)

第十四条の七の二 知事は、法第五条の四第三項に規定する設置等予定者を当該公募対象公園施設を設置する都市公園の指定管理者として指定しようとするとき又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第八条第一項の規定により選定した民間事業者を当該民間事業者が整備等を行う都市公園の指定管理者として指定しようとするときは、前三条の規定にかかわらず、第十四条の六第一項各号に掲げる基準を満たすと認められたものを、議会の議決を経て当該都市公園の指定管理者として指定することができる。

追加〔令和三年条例三七号〕

(公募対象公園施設設置等予定者選定委員会)

第十四条の七の三 知事は、法第五条の二第二項第九号に規定する評価の基準及び法第五条の四第三項に規定する設置等予定者の選定に関する事項について審査を適正に行うため、知事の附属機関として、公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
- 二 公募対象公園施設を設置しようとするものから提出される公募設置等計画の審査に関する事項
- 三 その他設置等予定者の選定を行うに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、学識経験者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から設置等予定者が選定される日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和三年条例三七号〕

(特定事業実施事業者選定委員会)

第十四条の七の四 知事は、民間資金法の規定に基づき実施する事業の事業者（以下この条において「特定事業実施事業者」という。）の選定に関する事項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、特定事業実施事業者選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
- 二 特定事業実施事業者の選定を受けようとするものから提出される事業提案書等の審査に関する事項
- 三 その他特定事業実施事業者の選定を行うに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、都市公園の整備又は管理に関し優れた識見を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から事業契約（民間資金法第五条第二項第五号に規定する事業契約をいう。）を締結する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和三年条例三七号〕

(附属機関への諮問の特例)

第十四条の七の五 知事は、都市公園と他の公の施設の設置目的又は事業内容が密接に関連するため、一の事業者によつてこれらの整備又は管理を一体的に行わせようとする場合において、事業者の選定に関する事項の審査を適正に行うために諮問する附属機関が二以上であるときは、当該附属機関のうち諮問すべき一の附属機関を決定し、当該決定した附属機関に諮問することができる。

追加〔令和三年条例三七号〕

(指定等の告示)

第十四条の八 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第十四条の六第二項又は第十四条の七の二の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 三 第十四条の十六第二項の規定により利用料金を承認したとき。

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号・令和三年三七号〕

(協定の締結)

第十四条の九 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 都市公園の管理に関する事項

二 次条に規定する事業報告書に関する事項

三 地方自治法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条の十 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して一月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

一 都市公園の管理の業務の実施状況及び利用状況

二 都市公園の管理の業務に係る経費の収支状況

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理の業務の実態を把握するために必要な事項

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号・二四年七六号〕

(業務状況の聴取等)

第十四条の十一 知事は、都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号〕

(知事による管理)

第十四条の十二 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号〕

(利用の許可)

第十四条の十三 都市公園の野球場等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 都市公園の野球場等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

追加〔平成一九年条例五六号〕、一部改正〔平成二六年条例一〇七号〕

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十四条の十四 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、都市公園の野球場等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成一九年条例五六号〕、一部改正〔平成二六年条例一〇七号〕

(利用者等に対する指示)

第十四条の十五 指定管理者は、都市公園の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

追加〔平成一九年条例五六号〕

(利用料金)

第十四条の十六 指定管理者は、都市公園の野球場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）



を自己の収入として収受するものとする。

- 2 利用料金は、指定管理者が別表第二第四号から第七号までに定める金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- 3 利用料金を徴収する場合は、第十条第一項の使用料を徴収しない。
- 4 第十条第一項及び第二項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

追加〔平成一九年条例五六号〕、一部改正〔平成二六年条例一〇七号〕

(原状回復義務)

第十四条の十七 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった都市公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例五四号〕、一部改正〔平成一九年条例五六号〕

(他の条例との関係)

第十四条の十八 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

追加〔平成二六年条例五三号〕

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和五〇年条例一一号〕

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第四条第二項の規定に違反して許可に係る事項を変更した者
- 三 第五条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 四 第十一条の規定による知事の命令に違反した者

一部改正〔昭和五〇年条例一一号・五三年一七号・平成六年五二号・一一年八号〕

第十七条 法第五条の十一の規定により知事に代つてその権限を行う者は、前条の規定の適用については、知事とみなす。

追加〔昭和五三年条例一七号〕、一部改正〔平成二九年条例六三号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年三月七日三重県条例第十一号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月二十七日三重県条例第十七号）

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月三十一日三重県条例第十八号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月二十九日三重県条例第十二号）

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十九日三重県条例第十九号）

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月十六日三重県条例第十三号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十九日三重県条例第十三号）

この条例は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年六月三十日三重県条例第二十四号）

この条例は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年九月三十日三重県条例第三十二号）

この条例は、昭和六十三年十月八日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日三重県条例第二十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年四月一日（中略）から施行する。

附 則（平成五年三月二十六日三重県条例第十号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十四条の三第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）は、平成五年四月一日から施行する。（平成五年七月規則第四十五号で、同五年七月三十日から施行）

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月十五日三重県条例第十八号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十七日三重県条例第十六号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第二十六号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十七日三重県条例第十九号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第二十六号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第二十一号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月一日三重県条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月十九日三重県条例第六十七号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十七年六月二十八日三重県条例第五十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は平成十七年十月十一日から、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の三重県都市公園条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第二条による改正後の三重県都市公園条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 新条例第十四条の三第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（出納長等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十六号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の三重県都市公園条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の三重県都市公園条例（次項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第十四条の三第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二十四年十二月二十八日三重県条例第七十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第五十三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前において、三重県都市公園条例第十四条の三第一項に規定する指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県都市公園条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十二月二十四日三重県条例第百七号）

改正 平成二七年 三月二七日三重県条例第一号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(三重県営総合競技場条例の廃止)

- 2 三重県営総合競技場条例（昭和四十三年三重県条例第三十七号。次項及び附則第四項において「競技場条例」という。）は、廃止する。

(競技場条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の競技場条例第六条第二項の規定により指定された指定管理者については、競技場条例第八条の協定に基づき、なお従前の例により、三重県営総合競技場の管理を行う。この場合において、競技場条例第一条から第四条まで及び第七条から第二十四条までの規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、競技場条例第十一条第二項中「別表」とあるのは「三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）別表第三」と、第十八条第二項中「別表」とあるのは「三重県都市公園条例別表第三」とする。

- 5 附則第三項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下この項において「地教行法改正法」という。）の施行の際に現に在職する地教行法改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下この項において「旧教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）後は、競技場条例第三条第二項中「委員会の委員」とあるのは「委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」とする。

追加〔平成二七年条例一号〕

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

-----  
注 右の附則第二項により、改正前の条例中なおその効力を有する部分  
(指定管理者による管理)

第十四条の三

- 2 議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主として都市公園の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下この条において「役員等」という。)たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

-----  
附 則(平成二十七年十二月二十五日三重県条例第七十一号)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前において、三重県都市公園条例別表第一に規定する三重県営総合競技場の指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定によりこの条例による改正後の三重県都市公園条例(以下この項において「改正後の条例」という。)別表第三に規定する使用料の区分により、施行日以後の利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則(平成二十九年三月二十八日三重県条例第二十一号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二十九年六月三重県規則第五十八号で、同二十九年七月一日から施行)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、三重県都市公園条例別表第一に規定する三重県営総合競技場の指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定によりこの条例による改正後の三重県都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第三に規定する使用料の区分により、施行日以後の利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則(平成二十九年十二月二十六日三重県条例第六十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十一年三月十八日三重県条例第三十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前において、三重県都市公園条例第十四条の三第一項に規定する指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県都市公園条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項、第六条第一項若しくは第三項又は三重県都市公園条例第四条第一項若しくは第二項の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和三年六月三十日三重県条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第七条関係）

施設の属する公園の名称	施設の名称
北勢中央公園	野球場 テニスコート
大仏山公園	野球場 テニスコート ゲートボール場
五十鈴公園	三重県営総合競技場

全部改正〔昭和六二年条例一三号〕、一部改正〔昭和六三年条例一三号・平成五年一〇号・一〇年一九号・二六年一〇七号〕

別表第二（第十条、第十四条の十六関係）

種別	単位	金額
一 公園施設を設ける場合	年額一平方メートル	六〇〇円
二 公園施設を管理する場合	年額一平方メートル	六六〇円
三 都市公園を占用する場合		
イ 電柱その他これに類するもの		
（イ） 第一種電柱	年額一本	一、二〇〇円
（ロ） 第二種電柱	年額一本	一、八〇〇円
（ハ） 第三種電柱	年額一本	二、五〇〇円
（ニ） 第一種電話柱	年額一本	一、一〇〇円
（ホ） 第二種電話柱	年額一本	一、七〇〇円
（ヘ） 第三種電話柱	年額一本	二、四〇〇円
（ト） その他の柱類	年額一本	八二円
ロ 電線		
（イ） 共架電線	年額一メートル	一一円
（ロ） 地下電線	年額一メートル	五円
ハ 変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの	年額一平方メートル	一、六〇〇円
ニ 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		
（イ） 外径が〇・一メートル未満のもの	年額一メートル	五五円
（ロ） 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	年額一メートル	八二円
（ハ） 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	年額一メートル	一一〇円
（ニ） 外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	年額一メートル	二二〇円
（ホ） 外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	年額一メートル	五五〇円
（ヘ） 外径が一メートル以上のもの	年額一メートル	一、一〇〇円
ホ 郵便差出箱及び信書便差出箱	年額一基	六九〇円
ヘ 公衆電話所	年額一基	一、六〇〇円
ト 競技会、展示会、集会その他これ	日額一平方メートル	三七円

らに類する催しのために設けられる仮設工作物		
チ 標識	年額一本	一、三〇〇円
リ 水道施設、下水道施設及び変電所で地下に設けられるもの	年額一平方メートル	A×〇・〇三円
ヌ 天体、気象又は土地観測施設	年額一平方メートル	A×〇・〇六円
ル 工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設又は土石、木竹、瓦その他の工事中材料置場	月額一平方メートル	三七〇円
四 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
イ 物品の販売その他の営業を行うもの	日額一平方メートル	三七円
ロ ロケーションを行うもの	日額一台	一、三二〇円
ハ 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額一平方メートル	三七円
五 北勢中央公園の公園施設を利用する場合		
イ 野球場	一時間	児童生徒等 五五〇円 その他の者 一、一〇〇円 〔 夜間照明設備を利用する場合は、右の金額にそれぞれ五、五〇〇円を加算した額とする。〕
ロ 野球場附属施設等（本部室、放送室及び放送設備をいう。）	一時間	児童生徒等 三三〇円 その他の者 六六〇円
ハ テニスコート	一時間一面	児童生徒等 三三〇円 その他の者 五五〇円 〔 夜間照明設備を利用する場合は、右の金額にそれぞれ一、一〇〇円を加算した額とする。〕
六 大仏山公園の公園施設を利用する場合		
イ 野球場	一時間	児童生徒等 五五〇円 その他の者 一、一〇〇円 〔 夜間照明設備を利用する場合は、右の金額にそれぞれ五、五〇〇円を加算した額とする。〕
ロ テニスコート	一時間一面	児童生徒等 三三〇円 その他の者 五五〇円 〔 夜間照明設備を利用する場合は、右の金

ハ ゲートボール場 七 五十鈴公園の公園施設を利用する場合	一時間一面 別表第三に定める単位	額にそれぞれ一、一〇〇円を加算した額とする。] 一一〇円 別表第三に定める金額
----------------------------------	---------------------	---

備考

- 一 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 二 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 四 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 五 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
  - イ 小学校就学前の者
  - ロ 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 六 金額が時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。
- 七 金額が年又は月を単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ月割（一月未満の端数は、一月とする。）又は日割（一日未満の端数は一日とし、一月を三十日とする。）で計算する。
- 八 公園施設の設置又は都市公園の占用に係る許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表に掲げる金額をもつて計算した額に百分の百十を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一年以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。
- 九 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該使用料の額の端数は、切り捨てるものとする。
  - 一部改正〔昭和五〇年条例一一号・五三年一七号・五五年一八号・五七年一二号・六〇年一九号・六二年一三号・六三年一三号・三二号・平成元年二〇号・五年一〇号・八年一六号・九年二六号・一〇年一九号・一五年三四号・一九年五六号・二六年五三号・一〇七号・二九年二一号・三一年三三号〕

別表第三（五十鈴公園の公園施設を利用する場合）

- 一 三重県営総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）
  - イ 全部利用の場合

区分		金額
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合 三、〇四〇円
		入場料を徴収する場合 九、〇一〇円
	営利を目的として利用する場合	七四、二八〇円
	その他の催物に利用する場合	一四、八八〇円
体育館別館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合 一、五六〇円

		入場料を徴収する場合	四、五〇〇円
		営利を目的として利用する場合	三七、一八〇円
		その他の催物に利用する場合	七、五三〇円
陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	三、五七〇円
		入場料を徴収する場合	一〇、三四〇円
		営利を目的として利用する場合	八五、六二〇円
		その他の催物に利用する場合	一七、二四〇円
補助競技場		アマチュアスポーツに利用する場合	一、八三〇円
		営利を目的として利用する場合	四三、五九〇円
		その他の催物に利用する場合	八、六五〇円
付帯投てき場		アマチュアスポーツに利用する場合	一、八三〇円
		営利を目的として利用する場合	四三、五九〇円
		その他の催物に利用する場合	八、六五〇円
多目的広場			一、五二〇円

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 準備又は撤去するために施設を利用する場合の金額は、アマチュアスポーツに利用する場合（入場料に係る区分が規定された施設にあっては、入場料を徴収しない場合）の欄に掲げる金額とする。

ロ 部分利用の場合

区分		金額
体育館	児童生徒等	五八〇円
	その他の者	一、二〇〇円
体育館別館	児童生徒等	三九〇円
	その他の者	七八〇円

備考 一 金額は、一競技種目一面又は一台につき一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

イ 小学校就学前の者

ロ 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

ハ 個人利用の場合

区分		金額
陸上競技場 （昼間）	児童生徒等	七〇円
	その他の者	一八〇円
陸上競技場 （夜間）	児童生徒等	一七〇円
	その他の者	三八〇円
補助競技場 （昼間）	児童生徒等	五〇円
	その他の者	一〇〇円
補助競技場 （夜間）	児童生徒等	一五〇円
	その他の者	三〇〇円
付帯投てき場 （昼間）	児童生徒等	五〇円
	その他の者	一〇〇円
付帯投てき場 （夜間）	児童生徒等	一五〇円
	その他の者	三〇〇円
トレーニングセンター	高校生及びこれに準ずる者	七〇円
	その他の者	一五〇円



- 備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。
- 二 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- イ 小学校就学前の者
- ロ 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 三 昼間とは、四月から九月までの間は午前九時から午後七時まで、十月から三月までの間は午前九時から午後五時までとする。
- 四 夜間とは、四月から九月までの間は午後七時から午後八時三十分まで、十月から三月までの間は午後五時から午後八時三十分までとする。
- 五 トレーニングセンターにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。
- ニ 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区分	金額
一平方メートル当たり	一、〇一〇円

- 備考 一 金額は、一日（一日に満たない場合は、一日とする。）当たりの額とする。
- 二 面積が一平方メートル未満であるとき又は面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該一平方メートル未満の数を一平方メートルとして計算する。
- 二 三重県営総合競技場の会議室及びステージ

区分		金額
体育館	第一会議室	九一〇円
	第二会議室	一、一五〇円
	第三会議室	九一〇円
	ステージ（アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）	二、四一〇円
陸上競技場	会議室（一室当たり）	一、三九〇円
	特別室	三、四六〇円

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

- 三 三重県営総合競技場の設備等
- イ 体育館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額

- ロ 体育館別館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額

- ハ 陸上競技場

区分		金額
設備及び器具一点又は一式につき（次に掲げるものを除く。）		一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額
大型映像装置	アマチュアスポーツに利用する場合	六、三九〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一二、七八〇円
照明灯（全灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	三二、五九〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三九、一一〇円

	合	
照明灯（二分の一灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	一六、二九〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一九、五五〇円
照明灯（五分の一灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	六、五一〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	七、八二〇円
照明灯（十分の一灯）	アマチュアスポーツに利用する場合	三、二五〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三、九一〇円

備考 大型映像装置及び照明灯の金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ニ 補助競技場

区分		金額
器具一点又は一式につき		一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額
写真判定棟		一、〇一〇円
冷暖房設備		一〇〇円
放送設備		一〇〇円
照明灯（四基）	アマチュアスポーツに利用する場合	三、五六〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	四、二七〇円

備考 写真判定棟、冷暖房設備、放送設備及び照明灯の金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ホ 付帯投てき場

区分		金額
器具一点又は一式につき		一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額
照明灯（三基）	アマチュアスポーツに利用する場合	二、八五〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三、五六〇円

備考 照明灯の金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ヘ 補助競技場及び付帯投てき場

区分		金額
照明灯（五基）	アマチュアスポーツに利用する場合	四、〇七〇円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	五、〇九〇円

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

ト 多目的広場

区分		金額
設備及び器具一点又は一式につき		一九、九〇〇円の範囲内において知事が定める額

追加〔平成二六年条例一〇七号〕、一部改正〔平成二七年条例七一号・二九年二一号・三一年三三号〕